

第16回藤沢市石綿関連疾患対策委員会 次第

日 時 2021年8月4日(水)
(令和3年)
午後6時30分から
会議方法 WEB会議による

- 1 浜見保育園園児アスベスト関連疾患検診の結果等について
- 2 「藤沢市立浜見保育園アスベスト飛散事案に関する石綿関連疾患の認定」に関するパンフレット(案)について
- 3 藤沢市立浜見保育園園児アスベスト健康被害対策補償・給付要領(案)について
- 4 その他

藤沢市石綿関連疾患対策委員会委員名簿

NO	氏名	氏名（読み）	選出母体	職名	出欠
1	村山 武彦	むらやま たけひこ	東京工業大学（教授）	学識経験者	
2	永倉 冬史	ながくら ふゆし	中皮腫・じん肺・アスベストセンター	学識経験者	
3	名取 雄司	なとり ゆうじ	ひらの亀戸ひまわり診療所	医師	
4	鈴木 勇三	すずき ゆうぞう	藤沢市医師会	医師	
5	塩見 和	しおみ かず	北里大学病院呼吸器外科	医師	
6	清水 尚子	しみず なおこ	神奈川県臨床心理士会	臨床心理士	
7	久保 博道	くぼ ひろみち	神奈川県弁護士会	弁護士	
8	津村 八江	つむら やえ	東京弁護士会	弁護士	
9	赤堀 葉子	あかぼり ようこ	浜見保育園関係者	市民	
10	湊 真紀子	みなと まきこ	浜見保育園関係者	市民	

浜見保育園園児アスベスト関連疾患検診の結果について

第16回藤沢市石綿関連疾患対策委員会
資料1

1 胸部X線読影結果

検診年度	案内通知人数	検診対象者の在園期間	胸部X線読影会 実施日	読影 実施人数	読影結果内訳			
					異常なし・正常範囲内	所見あり 精密検査不要	次年度の検診 受診推奨	要精密検査
平成30年度	177	昭和47年4月～60年2月	平成31年3月22日	71人	56人	7人	6人	2人
令和元年度	259	昭和47年4月～60年2月 /平成11年度	令和元年11月1日	42人	38人	2人	0人	2人
令和2年度	298	昭和47年4月～60年2月 /平成11年度・平成12年度	令和2年11月14日	47人	41人	3人	0人	3人
令和3年度	322	昭和47年4月～60年2月 /平成11年度～平成13年度		50人(予定)				

検診については、期間A、B、D(在園期間が1年以上)、Eに在園していた方のうち、入園から20年以上経過している方が対象となります。

2 胸部CT読影結果(要精密検査)

検診年度	検診対象者の在園期間	胸部CT検査読影会 実施日	読影 実施人数	読影結果内訳		
				問題なし	要観察※	要医療
平成30年度	昭和47年4月～60年2月	平成31年4月26日	2人	2人	0人	0人
令和元年度	昭和47年4月～60年2月 /平成11年度	令和元年11月29日	2人	1人	1人	0人
令和2年度	昭和47年4月～60年2月 /平成11年度・平成12年度	令和2年7月3日 令和2年12月4日	4人	2人	2人	0人
令和3年度	昭和47年4月～60年2月 /平成11年度・平成13年度	令和3年6月18日	1人	0人	1人	0人

※要観察の所見の方については、疾患は認められていないものの、念のため経過観察をしている方になります。

なお、アスベスト健康被害対策検診の読影結果につきましては、毎年発行しているアスベストニュースレターにてお知らせします。

浜見保育園園児 把握状況

第16回藤沢市石綿関連疾患対策委員会
資料2

2021年(令和3年)7月30日時点

区分	期間	状況	入園/退園	①園児数	②台帳登録人数	③返戻		④通知可能人数 (②-③)	把握率(%) (④/①)	⑤見舞金申請者	見舞金申請率 (%) (⑤/①)
						返戻者数 (未送付者含む)	うち令和3年度 の返戻者数				
期間A	昭和47年4月 ～昭和59年10月	吹き付けアスベスト	A/A	480人※	320人	138人	7人	182人	38%	155人	32%
期間B	昭和59年11月 ～昭和60年2月	改修工事	A/B								
			A/C								
			B/B								
			B/C								
期間C	昭和60年3月 ～平成11年3月	囲い込み	C/C								
期間D	平成11年4月 ～平成16年3月	雨漏り	C/D	277人	59人	9人	218人	79%	167人	60%	
			C/E								
			D/D								
			D/E								
			D/F								
			D/G								
期間E	平成16年4月 ～平成18年2月	雨漏り・天井外し等	E/E	73人	3人	0人	70人	96%	59人	81%	
			E/F								
			E/G								
期間F	平成18年3月 ～平成19年8月	囲い込み	F/F								
			F/G								
期間G	平成19年9月～	アスベスト除去後	G/G								
計			A/A ～G/G	830人	670人	200人	16人	470人	57%	381人	46%

入退園年度が不明な場合は、生年月日などから推測しています。
※期間A・Bについては、当時の資料等が存在しないこと等により、概算の人数となります。

期間	区分	園児数 (概数)	通知可能人数	把握率	見舞金申請者	見舞金申請率
期間A・B・D・E	見舞金対象	830人	470人	57%	381	46%
期間C・F・G	見舞金対象外	410人	58人			
計		1240人	528人			

対象者の把握に係る情報提供呼びかけについて

- 藤沢市内の駅に情報提供ポスター掲示依頼(2020年(令和2年)12月1日～ 江ノ島電鉄(全駅)/JR東日本(藤沢・辻堂)/小田急電鉄(藤沢市内の各駅))
- 市民センター及び藤沢公民館・村岡公民館に情報提供ポスター掲示(2021年(令和3年)4月1日～)

(案)

藤沢市立浜見保育園アスベスト飛散事案 に関する石綿関連疾患の認定について



2021年（令和3年）10月
藤沢市

はじめに

1972年（昭和47年）4月に開所した藤沢市立浜見保育園では、天井の一部に、アスベスト含有の吹付け材による仕上げがされていたことから、2007年（平成19年）8月に完全に除去されるまでの間、在園していた園児等にアスベストによる健康被害が発生する疑いが生じています。

浜見保育園に在園していた皆様及び保護者の皆様におかれましては、アスベスト飛散の疑いが判明した後の対応において、藤沢市のアスベストに対する認識不足やリスクコミュニケーションの不足により、将来にわたる不安な思いをさせてしまいました。

藤沢市では、2015年（平成27年）3月に外部の有識者による「藤沢市石綿関連疾患対策委員会」を設置し、アスベストばく露によるリスクの推定や今後の検診、補償等の検討を行い、2018年（平成30年）5月には同委員会から「藤沢市立浜見保育園アスベスト事案に関する最終報告書」が提出されました。

これを受けて、藤沢市といたしましては、本報告書でのご意見とこれまでの対応の反省を踏まえて、万が一、在園していた方がアスベスト関連疾患に発症した場合に、補償又は給付を行う制度を制定いたしました。

このパンフレットでは、補償及び給付の制度について、対象となるアスベスト関連疾患や補償・給付認定までの流れ、認定を行う際の考え方について説明しています。



【目次】

- 1 浜見保育園園児アスベスト健康被害対策における
補償・給付制度の概要 . . . 3ページ
- 2 対象となる疾患 . . . 4ページ
- 3 対象となる在園期間 . . . 4ページ
- 4 認定および補償等までの流れ . . . 5ページ
- 5 各疾患の認定の考え方 . . . 7ページ

※認定の考え方については、調査・認定部会の専門的な見地により作成しており、実際の認定にあたっては、調査・認定部会の答申を受け、藤沢市が認定を行います。

【用語解説】

委員会

「藤沢市石綿関連疾患対策委員会」のことをいいます。

調査・認定部会

「藤沢市石綿関連疾患調査・認定部会」のことをいいます。

1 浜見保育園園児アスベスト健康被害対策における 補償・給付制度の概要

浜見保育園園児アスベスト健康被害対策における補償・給付制度とは、アスベストが飛散していた期間に在園していた園児がアスベスト関連疾患を発症した場合に、申出により、浜見保育園のアスベストによる起因性を調査し、その結果に応じて治療にかかる費用などの補償や給付金を支給する制度です。

(1) 起因性が認められる場合

補償制度の対象となり、次の①～⑤の補償を受けることができます。

①治療費

認定されたアスベスト関連疾患に係る治療等にかかった費用を支給します。

②休業・生活補償

アスベスト関連疾患が原因で、労働することができない、又は日常生活に著しく制限を受ける程度の心身の状態の日数分支給するものです。

③葬祭費

補償対象に認定された方が、認定されたアスベスト関連疾患を原因として死亡した場合に支給するものです。

④弔慰金

補償対象に認定された方が、死亡した際、その死亡原因にかかわらず支給するものです。

⑤遺族補償

補償対象に認定された方が、認定されたアスベスト関連疾患を原因として死亡した場合に支給するものです。

(2) 起因性は認められないが、発症に際して当該事案が寄与している可能性も完全に否定できず、他の発症原因が考えられない場合

給付制度の対象となり、100万円の一時金を支給します。

なお、本文中に出てくる「起因性」とはアスベスト関連疾患の発症につながる主な原因となったことを指しています。

2 対象となる疾患

本制度の対象となる疾患は、次の5疾患です。

(1) 中皮腫	(2) 原発性肺がん	(3) びまん性胸膜肥厚
(4) 良性石綿胸水	(5) 国際がん研究機関（IARC）が認めた疾患※	

※2021年10月1日時点で、喉頭がん・卵巣がん・後腹膜線維症が認められています

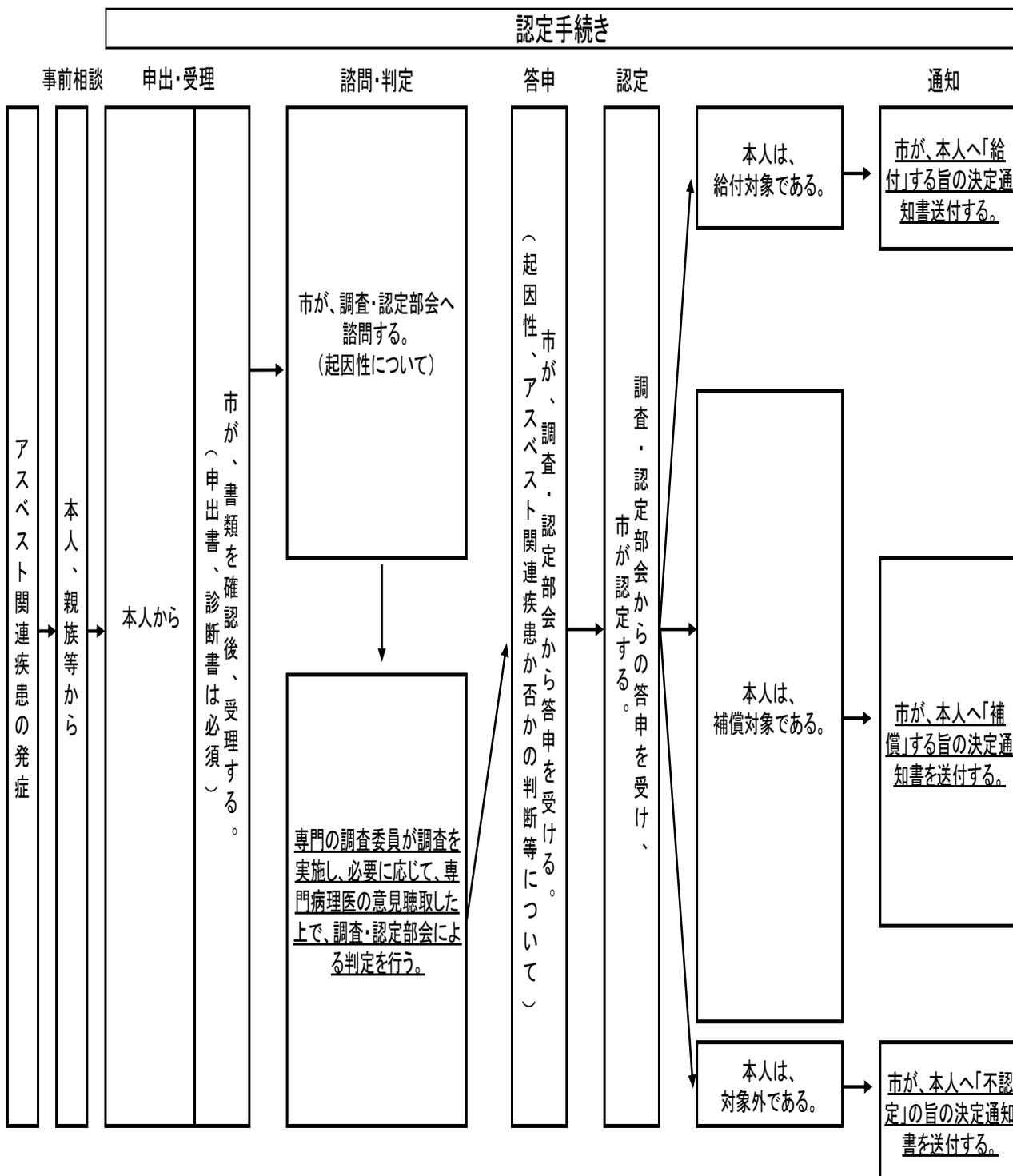
アスベスト関連疾患は、最初のアスベストばく露から概ね10年程度の潜伏期間があることが知られています。そのため、在園時期から10年程度経過していない方は、本制度の対象外となる可能性があります。

3 対象となる在園期間

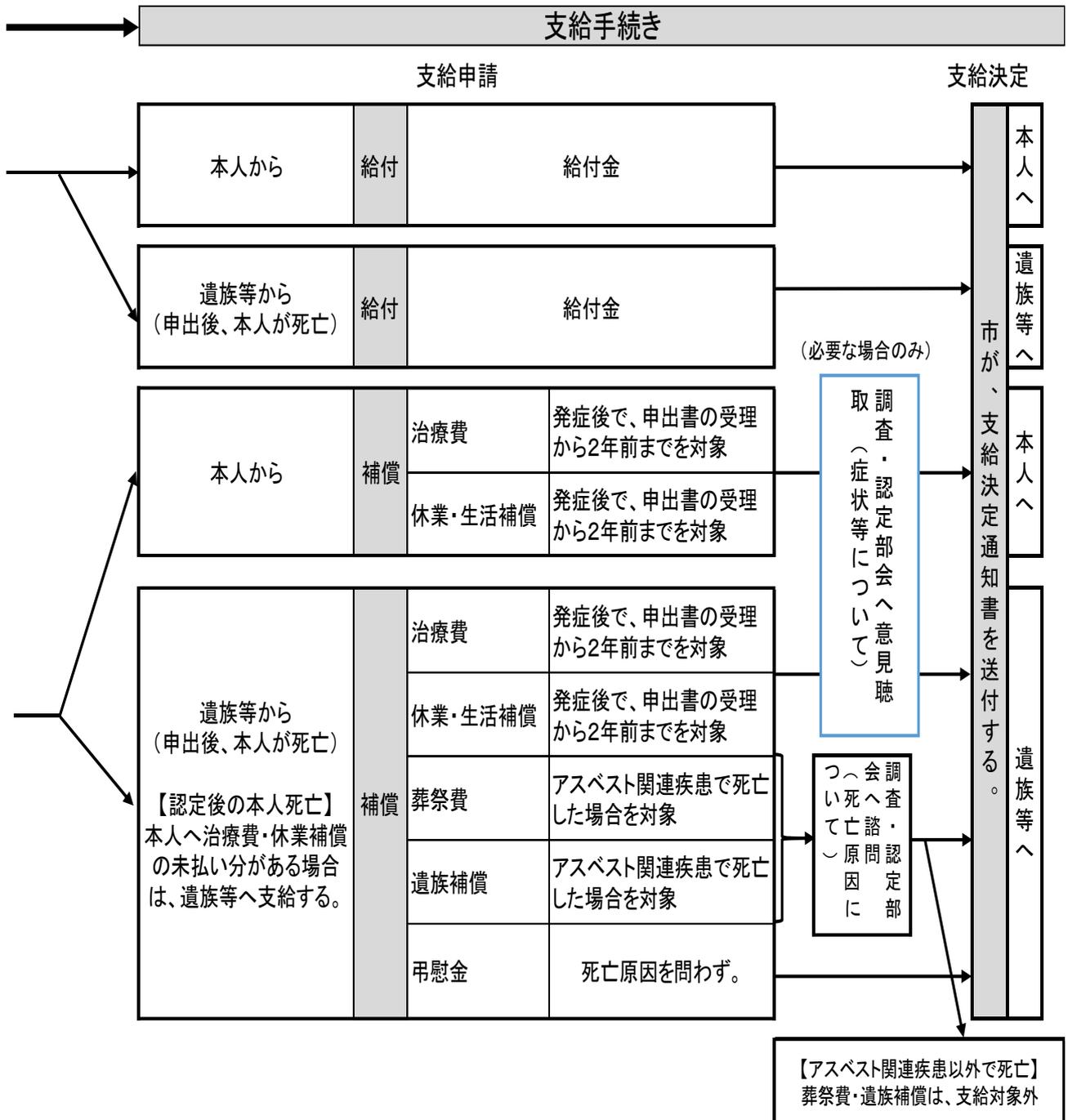
本制度の対象となる在園期間は、次の(1)～(4)のとおりです。

- (1) 昭和47年4月1日から昭和59年10月31日までの間
(吹付けアスベストが露出していた期間)
- (2) 昭和59年11月1日から昭和60年2月28日までの間
(遊戯室改修工事期間)
- (3) 平成11年4月1日から平成16年3月31日までの間
(雨漏り発生期間) ※この期間については、在園が1年を超える場合のみ
- (4) 平成16年4月1日から平成18年2月28日までの間
(雨漏り発生及び天井板外し等を行った期間)

4 認定および補償等までの流れ



※本人死亡の場合は、遺族等から申請いただけます。申し出期限がありますので、詳しくは保育課までお問い合わせください。



5 各疾患の認定の考え方

(1) 中皮腫

1. 病理診断

環境再生保全機構から中皮腫の認定決定通知書（様式1号）が発行されたことをもって、病理診断がされたものとしたします。

2. 浜見保育園でのばく露

浜見保育園での石綿ばく露期間は、おおむね1年以上とします。

3. アスベストばく露調査

調査・認定部会員によるアスベスト調査を実施し、様々な要因の検討を行います。

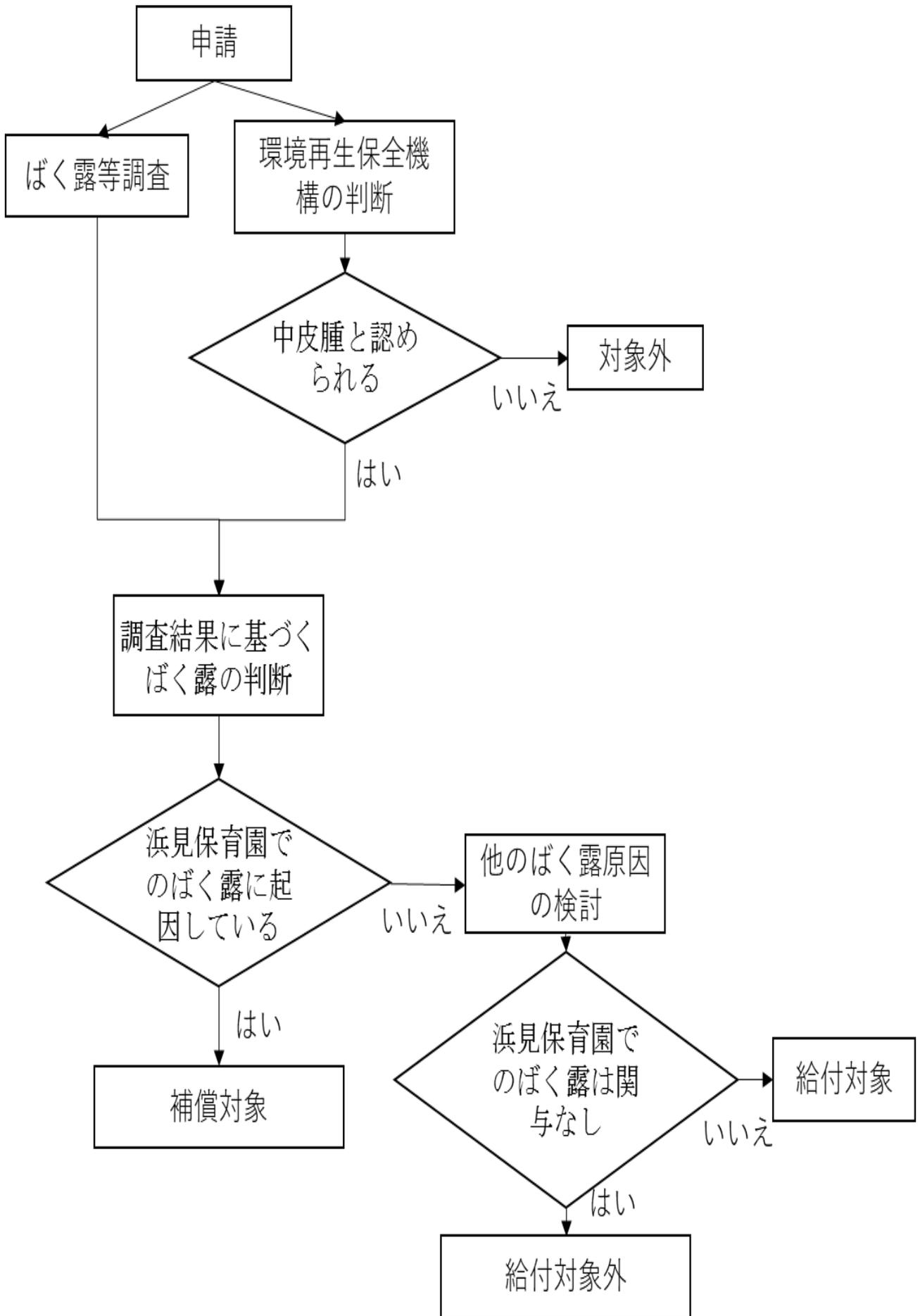
4. リスクの判断

浜見保育園でのばく露時期とばく露期間をもとにして、調査・認定部会で検討し、「起因あり」「関与なしとはいえない」「関与なし」の判断を行います。

5. 総合的判断

以上の4観点から、調査・認定部会が総合的観点で判断し、市へ答申を行います。

また、「関与なし」とは、疾患の発症が浜見保育園のアスベストばく露以外の他の発症原因に起因しており、浜見保育園のアスベストばく露が発症に関与している可能性は極めて低いことを指しています。



(2) 原発性肺がん

1. 病理診断

肺がんの病理診断としては、市が依頼したアスベスト関連疾患を専門とする病理医が、肺がんの病理診断が正しいことを承認した場合を前提とします。

2. 浜見保育園でのばく露期間

浜見保育園での石綿ばく露期間は、おおむね 1 年以上とします。

3. リスクの判断

浜見保育園でのばく露時期とばく露期間をもとにして、25 繊維・年数/ml (25 繊維/ml×年数) のばく露に関して調査・認定部会で検討し、主に「関与なしとは言えない」か「関与なし」かの判断を行います。

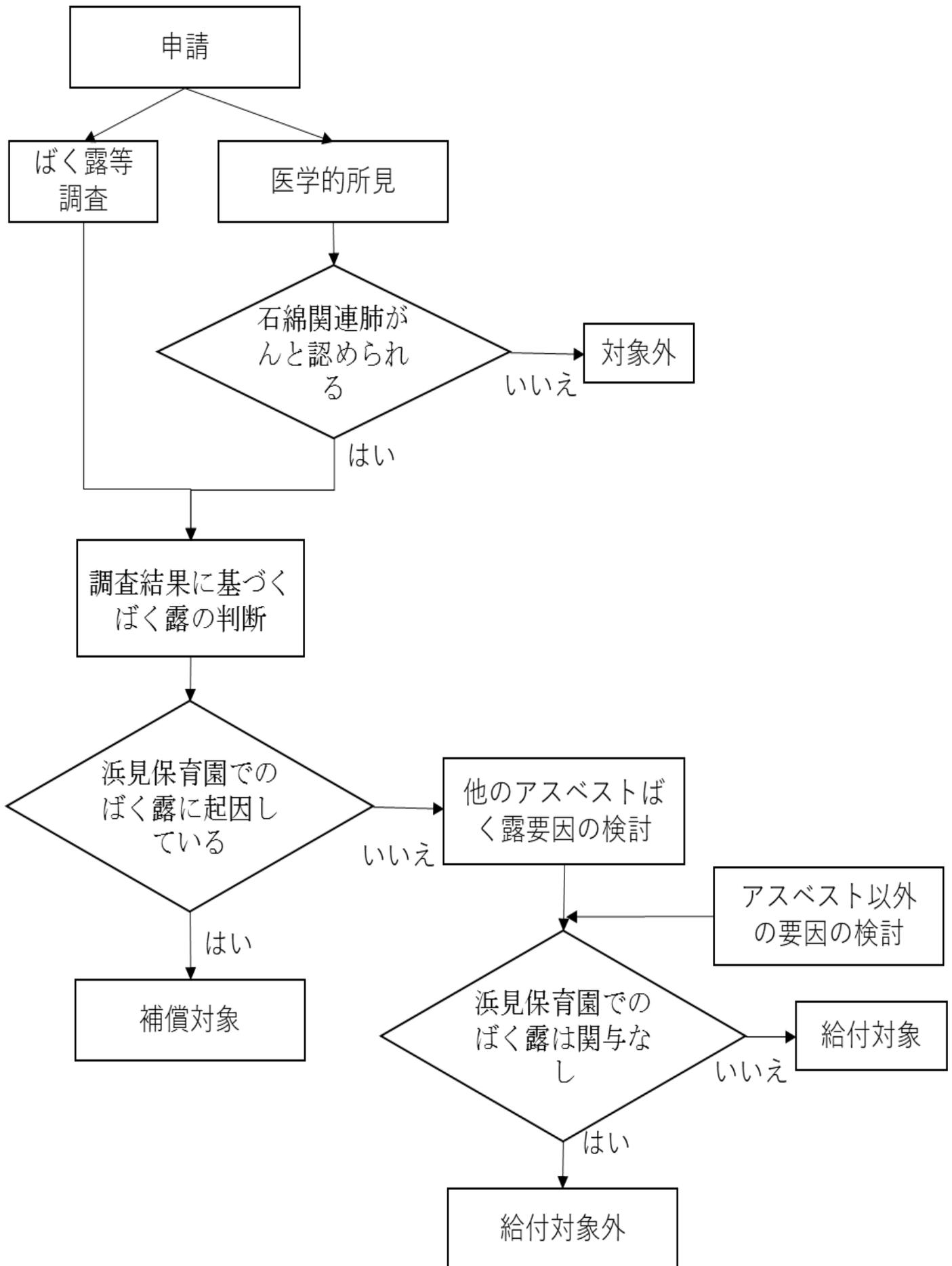
判断に際しては、「ドイツのBK-REPORT2007」, 「アスベストによる職業病の鑑定のための提言－ファルケンシュタイン提言－2011年」, 「ヘルシンキ基準 2014 石綿, 石綿肺, 及びがん, 診断及び原因判定に関するヘルシンキ・クライテリア 2014年版」等を参照します。

4. 補償相当・給付相当の判断

以上の3点から考え、石綿濃度が職業ばく露と比べ高いとまでは言えないこと、最大でも6年間のばく露期間であること、25 繊維・年数/ml (25 繊維/ml×年数) のばく露が肺がん等の発症リスクを2倍にするという点を参考にして、調査・認定部会で判定を行います。判定の結果、「関与なしとは言えない」場合は給付対象となります。

5. 総合的判断

以上の4観点から、調査・認定部会が総合的観点で判断し、市へ答申を行います。



(3) 喉頭がん・卵巣がん

1. 病理診断

喉頭がんおよび卵巣がんの病理診断としては、市が依頼したアスベスト関連疾患を専門とする病理医が、喉頭がん、または卵巣がんの病理診断が正しいことを承認した場合を前提とします。

2. 浜見保育園でのばく露期間

浜見保育園でのアスベストばく露期間は、おおむね 1 年以上とします。

3. リスクの判断

浜見保育園でのばく露時期とばく露期間をもとにして、25 繊維・年数/ml (25 繊維/ml×年数) のばく露に関して調査・認定部会で検討し、主に「関与なしとは言えない」か「関与なし」かの判断を行います。

判断に際しては、「ドイツの BK-REPORT2007」, 「アスベストによる職業病の鑑定のための提言－ファルケンシュタイン提言－2011 年」, 「ヘルシンキ基準 2014 石綿, 石綿肺, 及びがん, 診断及び原因判定に関するヘルシンキ・クライテリア 2014 年版」等を参照して判断します。

4. 補償相当・給付相当の判断

以上の3点から考え、石綿濃度が職業ばく露と比べ高いとまでは言えないこと、最大でも浜見保育園の滞在は 6 年間のばく露期間であること、25 繊維・年数/ml (25 繊維/ml×年数) のばく露が肺がん等の発症リスクを 2 倍にするという点を参考にして、調査・認定部会で判定を行います。
判定の結果、「関与なしとは言えない」場合は給付対象となります。

5. 総合的判断

以上の4観点から、調査・認定部会が総合的観点で判断し、市へ答申を行います。

(4) 良性石綿胸水, びまん性胸膜肥厚, 後腹膜線維症

疾患名	認定要件
良性石綿胸水	<p>胸水は、石綿以外にもさまざまな原因（結核性胸膜炎、リウマチ性胸膜炎など）で発症するため、良性石綿胸水の診断は、石綿以外の胸水の原因を全て除外することにより行われます。そのため、診断が非常に困難であることから、調査・認定部会が協議した上で、本制度上の疾病として判定するか否かの判断をします。</p>
びまん性胸膜肥厚	<p>浜見保育園のばく露により発症したびまん性胸膜肥厚であって、肥厚の広がりがある一定の基準に該当し、著しい呼吸機能障害を伴うもので、石綿ばく露期間が概ね3年以上ある場合（次の①～③全てを満たす場合）に、本制度上の疾病として認められます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 石綿ばく露期間概ね3年以上 ② 著しい呼吸機能障害がある <ul style="list-style-type: none"> ※パーセント肺活量（%VC）が60%未満である場合など ③ 一定以上肥厚の広がりがある <ul style="list-style-type: none"> ※胸部CT画像上に <ul style="list-style-type: none"> ◆片側のみ肥厚がある場合 → 側胸壁の1/2以上 ◆両側に肥厚がある場合 → 側胸壁の1/4以上
後腹膜線維症	<p>後腹膜に線維が増殖する極めて稀な疾患です。そのため、診断が非常に困難であることから、調査・認定部会が協議した上で、本制度上の疾病として判定するか否かの判断をします。</p>

6 連絡先

藤沢市 子ども青少年部 保育課

〒251-8601

神奈川県藤沢市朝日町1-1 藤沢市役所本庁舎3階

(電話番号) 0466-50-3526

(ファクシミリ) 0466-50-8446

(E-Mail) fj1-hoiku@city.fujisawa.lg.jp

(ホームページ)



QR

(案)

2021年8月4日現在

藤沢市立浜見保育園園児アスベスト健康被害対策補償・給付要領

(目的)

第1条 この要領は、藤沢市立浜見保育園園児アスベスト健康被害対策に係る補償及び給付の給付の給付及び支給内容について、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要領において使用する用語は、藤沢市立浜見保育園園児アスベスト健康被害対策実施要綱（平成30年12月21日施行。以下「要綱」という。）において使用する用語の例による。

(申出の対象園児)

第3条 申出の対象園児（以下単に「対象園児」という。）は、次の各号に規定する期間に在園した園児のうち、アスベスト関連疾患を発症した者とする。ただし、第3号については、在園期間が1年以下の場合を除くものとする。

- (1) 昭和47年 4月1日～昭和59年10月31日 吹付けアスベストが露出
- (2) 昭和59年11月1日～昭和60年 2月28日 改修工事
- (3) 平成11年 4月1日～平成16年 3月31日 雨漏り
- (4) 平成16年 4月1日～平成18年 2月28日 雨漏り・天井板外し等

(対象園児による申出)

第4条 対象園児で本市が実施する健康被害対策に基づく支給を受けようとする者（以下「申出園児」という。）は、アスベスト健康被害対策補償・給付申出書（要綱第5号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 医療機関等の診断書
 - (2) 職歴・家族歴・居住歴申出書（要綱第6号様式）
 - (3) その他市長が必要と認めた書類
- 2 前項の申出については、申出園児の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹が代理人として行うことができるものとする。
- 3 市長は、第1項第2号の職歴・家族歴・居住歴申出書による申出園児の同意に基づき、申出園児又はその親族からの聞き取り調査を弁護士等の専門家に依頼し、対象園児に係る調査資料を作成するものとする。
- 4 市長は、第1項の規定による申出があったときは、申出園児のアスベスト関連疾患罹患の有無及び同疾患と保育園との起因性（以下「起因性」という。）の判定について調査・認定部会に諮問するものとする。
- 5 調査・認定部会による判定は、別に定めるアスベスト起因性認定基準によるものとし、必要に応じて病理専門医による診断結果を参考に用いるものとする。

(申出園児への認定)

第5条 市長は、前条第4項の調査・認定部会への諮問に対する答申に基づき、次の各号のいずれかの認定を行うものとする。ただし、中皮腫の罹患の有無の判定は、石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）第4条第2項の認定をもって行うものとする。

(1) アスベスト関連疾患に罹患しており、起因性があるため、申出園児は補償制度の対象である。

(2) アスベスト関連疾患に罹患しており、起因性は認められないが、発症に際して当該事案が寄与している可能性も完全に否定できない状況で、他の発症原因に起因すると考えられない場合は、申出園児は給付制度の対象である。

(3) アスベスト関連疾患に罹患していないか、又は、起因性がないため、申出園児は補償制度及び給付制度の対象外である。

2 市長は、前項の認定結果を速やかに、アスベスト健康被害対策補償・給付決定通知書（要綱第7号様式）により、申出園児に通知するものとする。

3 市長は、第1項第2号の認定を受けた申出園児のアスベスト関連疾患が治癒したと調査・認定部会で判定した場合は、治癒したと判定した日をもって、当該認定を取り消すものとする。

(給付金)

第6条 給付金は、1,000,000円の一時金とする。

(給付金の支給申請)

第7条 第5条第1項第2号の認定を受けた申出園児（以下「給付対象園児」という。）は、給付金の支給を申請するときは、アスベスト健康被害対策給付金支給申請書（第1号様式）に本人確認書類等を添えて、市長に提出するものとする。

2 給付対象園児が第4条第1項の申出後に死亡した場合において第25条に規定する遺族等が次項及び第4項の規定により給付の権利を継承したときは、当該遺族等は給付金の支給を申請することができる。

3 第25条に規定する遺族等は、その権利の継承を受けようとするときは、給付権利継承申出書（第2号様式）に死亡診断書を添えて市長に提出するものとする。

4 市長は、第25条に規定する遺族等から前項の申出があった場合は、給付対象園児の権利を引き継ぐ者を決定し、給付権利継承者決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

(給付金の支給決定)

第8条 市長は、前条第1項及び第2項の支給申請があったときは、その内容を審査し、給付の可否を決定する。

2 市長は、給付金の給付の可否を決定したときは、アスベスト健康被害対策給付金支給決定通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

(治療費)

第9条 治療費は、第5条第1項第2号の認定を受けた申出園児（以下「補償対象

園児」という。)が、アスベスト関連疾患に係る診療、薬剤又は治療材料の支給並びに処理、手術その他の治療のために医療機関等に支払った自己負担分相当額とする。ただし、第4条第1項の申出に係る書類を市が受理した日の2年前以降の治療費について支給するものとする。

- 2 前項の自己負担分相当額は、補償対象園児の高額療養費の自己負担限度額を上限として、補償対象園児が支払った治療費で健康保険等の公的医療保険制度が適用される診療費用とする。
- 3 第1項の自己負担額相当額のほか、通院及び移送に際し、現実に支出した費用相当額を治療費に含めるものとする。

(治療費の支給申請)

第10条 補償対象園児は、治療費の支給を申請するときは、アスベスト健康被害対策治療費支給申請書(第5号様式)に医療機関等からの領収書及び健康保険等の公的保険制度の限度額適用認定証の写し等を添えて、市長に提出するものとする。

- 2 補償対象園児が第4条第1項の申出後に死亡した場合において第25条に規定する遺族等が次項及び第4項により補償の権利を継承したときは、当該遺族等は治療費の支給を申請することができる。
- 3 第25条に規定する遺族等は、その権利の継承を受けようとするときは、補償権利継承申出書(第6号様式)に死亡診断書を添えて市長に提出するものとする。
- 4 市長は、第25条に規定する遺族等から前項の申出があった場合は、補償対象園児の権利を引き継ぐ者(以下「補償権利継承者」という。)を決定し、補償権利継承者決定通知書(第7号様式)により通知するものとする。

(治療費の支給決定)

第11条 市長は、治療費の支給申請について提出書類により適正と判断した場合は支給を決定し、アスベスト健康被害対策治療費支給決定通知書(第8号様式)により通知するものとする。

- 2 市長は、前項の判断に専門性を要する場合は、調査・認定部会の意見を聞くものとする。
- 3 市長は、補償権利継承者からの治療費の支給申請について補償対象園児へ支給決定された治療費がある場合は、当該金額を除いて支給決定するものとする。

(給付基礎日額)

第12条 補償に関する給付の基礎となる日額(以下「給付基礎日額」という。)は、厚生労働省の賃金構造基本統計調査報告(以下「賃金センサス」という。)の平均賃金(全労働者の年齢別の毎月きまって支給する現金給与額。補償対象園児が満70歳以上の場合は、2分の1とする。)に12を乗じて365で除して得た額の80%相当額とする。

- 2 給付基礎日額は、補償対象園児の年齢に応じ、前々年の賃金センサスの確定値を用いて算出するものとする。

(休業・生活補償)

第13条 休業・生活補償の額は、補償対象園児がアスベスト関連疾患によって労働することができない程度の心身の状態、又は、日常生活に著しい制限を受ける程度の心身の状態にある場合の日数に、給付基礎日額を乗じた額とする。ただし、第4条第1項の申出に係る書類を市が受理した日の2年前以降の部分について支給するものとする。

2 前項で用いる給付基礎日額は、休業・生活補償の対象とする日時点をもって算出する。

(休業・生活補償の支給申請)

第14条 補償対象園児は、休業・生活補償を請求するときは、医療機関の証明を受けたアスベスト健康被害対策休業・生活補償給付支給申請書(第9号様式)に症状(生活状況)申告書(第10号様式)を添えて、市長に提出しなければならない。

2 補償対象園児は、継続して休業・生活補償の支給を受ける場合は、アスベスト健康被害対策休業・生活補償給付支給申請書を毎月、提出するものとする。

3 市長は、前項の規定による支給申請書の提出があった場合は、労働することができない程度の心身の状態、又は、日常生活に著しい制限を受ける程度の心身の状態にあると認められる日数を特定するものとする。

4 第1項及び第2項の支給申請書の取得に係る費用は、市が負担するものとする。

5 第25条に規定する遺族等による休業・生活補償の請求は、第10条第2項から第4項までの規定を準用する。

(休業・生活補償の支給決定)

第15条 市長は、休業・生活補償の支給申請について提出書類により適正と判断した場合は支給を決定し、アスベスト健康被害対策休業・生活補償支給決定通知書(第11号様式)により通知するものとする。

2 前項の規定による支給決定の判断については、第11条第2項の規定を準用する。

3 第25条に規定する遺族等による休業・生活補償の請求に対する支給決定は、第11条第3項の規定を準用する。

(葬祭費)

第16条 葬祭費は、補償対象園児が認定されていたアスベスト関連疾患を原因として死亡した場合に第25条に規定する遺族等に支給するもので、315,000円に給付基礎日額の30日分を加えたものとする。ただし、この額が給付基礎日額の60日分に満たない場合は、給付基礎日額の60日分とする。

2 前項で用いる給付基礎日額は、補償対象園児の死亡時点をもって算出するものとする。

(弔慰金)

第17条 弔慰金は、補償対象園児が死亡した場合に、その死亡原因にかかわらず

第25条に規定する遺族等に支給するものとして、3,000,000円の一時金とする。

(遺族補償)

第18条 遺族補償は、補償対象園児が認定されていたアスベスト関連疾患を原因として死亡した場合に第25条に規定する遺族等に支給するものとして、給付基礎日額の1000日分の一時金とする。

2 前項で用いる給付基礎日額は、第16条第2項に準じて算出するものとする。

(葬祭費等の支給申請)

第19条 第25条に規定する遺族等は、補償対象園児の死亡後、葬祭費、弔慰金及び遺族補償の支給を申請するときは、アスベスト健康被害対策葬祭費・弔慰金・遺族補償支給申請書(第12号様式)に死亡診断書等を添えて、市長に提出しなければならない。

(葬祭費等の支給決定)

第20条 市長は、葬祭費、弔慰金及び遺族補償の支給申請について提出書類により適正と判断した場合は支給を決定し、アスベスト健康被害対策葬祭費・弔慰金・遺族補償支給決定通知書(第13号様式)により通知するものとする。

2 市長は、弔慰金の支給を除き、補償対象園児の死亡原因がアスベスト関連疾患によるものかの判定を行うため、調査・認定部会に諮問するものとする。

(遺族等による申出)

第21条 対象園児が第4条第1項の申出を行うことなく死亡し、第25条に規定する遺族等が、本市が実施する健康被害対策に基づく支給を受けようとする場合は、アスベスト健康被害対策補償・給付申出書(要綱第5号様式)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

(1) 対象園児に係る医療機関等の死亡診断書

(2) 対象園児に係る職歴・家族歴・居住歴申出書(要綱第6号様式)

(3) その他市長が必要と認めた書類

2 第25条に規定する遺族等は、対象園児が死亡した日から起算して15年を経過したときは、前項の申出ができない。

3 前項の規定にかかわらず、第25条に規定する遺族等は、要綱の施行前に対象園児が死亡している場合は令和15年12月20日を経過したときは、第1項の申出ができない。

4 第25条に規定する遺族等による申出に対する判定については、第4条第3項から第5項までの規定を準用する。

(遺族等への認定)

第22条 市長は、前条の申出に係る調査・認定部会への諮問に対する答申に基づき、次の各号のいずれかの認定を行うものとする。ただし、中皮腫の罹患の有無の判定は、石綿による健康被害の救済に関する法律(平成18年法律第4号)第

4条第2項の認定をもって行うものとする。

- (1) 対象園児がアスベスト関連疾患に罹患しており、起因性があるため、当該対象園児は補償制度の対象であった。
 - (2) 対象園児がアスベスト関連疾患に罹患しており、起因性は認められないが、発症に際して当該事案が寄与している可能性も完全に否定できない状況で、他の発症原因が考えられないため、当該対象園児は給付制度の対象であった。
 - (3) 対象園児がアスベスト関連疾患に罹患していなかったか、又は、起因性がないため、当該対象園児は補償制度及び給付制度の対象外であった。
- 2 市長は、前項の認定結果を速やかに、アスベスト健康被害対策補償・給付認定結果通知書により通知するものとする。

(遺族等への給付金の支給)

第23条 給付金は、前条第1項第1号の認定を受けた第25条に規定する遺族等に支給するものとし、その支給手続は、第7条第1項及び第8条の規定を準用するものとする。

(遺族等への治療費等の支給)

第24条 第22条第1項第2号の認定を受けた第25条に規定する遺族等による治療費、休業・生活補償、葬祭費、弔慰金及び遺族補償の内容及び支給手続は、第9条、第10条第1項、第11条第1項及び第2項、第12条、第13条、第14条第1項及び第4項、第15条第1項及び第2項、第16条から第18条まで及び第20条の規定を準用するものとする。ただし、治療費及び休業・生活補償は、第21条第1項の申出の日の2年前以降の部分について支給するものとする。

(遺族等)

第25条 この要領における遺族等は、対象園児の死亡の当時において次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 配偶者
 - (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
 - (3) 前2号に掲げる者以外の者で対象園児と生計を一にしていたもの
- 2 支給を行う場合の遺族等の順位は、前項各号の順序とし、前項第2号に掲げる者のうちにあつては同号に掲げる順序とする。

(救済法との調整)

第26条 補償対象園児が石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号。以下「救済法」という。）に基づく給付金制度の適用を受ける場合は、治療費及び葬祭費の支給は、救済法による給付額を除いた額とする。

2 治療費及び葬祭費の支払い後に、救済法に基づく治療費及び葬祭費の給付が判明した場合は、救済法による給付額相当額の返還を求めることとする。

(疑義等の決定)

第27条 この要領に疑義があるとき，又はこの要領に定めのない事項については本制度の趣旨に従って，市長が決定するものとする。

2 前項の決定については，必要に応じ，調査・認定部会の意見を聴くものとする。

(不正利得の徴収)

第28条 偽りその他不正の手段により補償・給付の支給を受けた場合は，その補償・給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。

(雑則)

第29条 この要領に定めるもののほか，本件の補償金の内容及び支給手続については，労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づく労災制度及び石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく救済給付制度その他の健康被害補償制度を参考にして本制度の趣旨に従い運用するものとする。

附 則

この要領は，令和3年 月 日から施行する。

(様式)

(第4条関係)

アスベスト健康被害対策補償・給付申出書 (要綱第5号様式)

職歴・家族歴・居住歴申出書 (要綱第6号様式)

(第5条関係)

アスベスト健康被害対策補償・給付認定結果通知書 (要綱第7号様式)

(第7条関係)

アスベスト健康被害対策給付金支給申請書 (第1号様式)

給付権利継承申出書 (第2号様式)

給付権利継承者決定通知書 (第3号様式)

(第8条関係)

アスベスト健康被害対策給付金支給決定通知書 (第4号様式)

(第10条関係)

アスベスト健康被害対策治療費支給申請書 (第5号様式)

補償権利継承申出書 (第6号様式)

補償権利継承者決定通知書 (第7号様式)

(第11条関係)

アスベスト健康被害対策治療費支給決定通知書 (第8号様式)

(第14条関係)

アスベスト健康被害対策休業・生活補償給付支給申請書 (第9号様式)

症状(生活状況)申告書 (第10号様式)

(第15条関係)

アスベスト健康被害対策休業・生活補償支給決定通知書 (第11号様式)

(第19条関係)

アスベスト健康被害対策葬祭費・弔慰金・遺族補償支給申請書 (第12号様式)

(第20条関係)

アスベスト健康被害対策葬祭費・弔慰金・遺族補償支給決定通知書 (第13号様式)

藤沢市立浜見保育園園児アスベスト健康被害対策補償・給付要領 概要

補償・給付制度とは

補償・給付制度は、アスベストが飛散していた期間に在園していた園児がアスベスト関連疾患を発症した場合に、申出により、浜見保育園のアスベストによる起因性を調査し、その結果に応じて治療にかかる費用などの補償や給付金を支給する制度です。

補償・給付対象者

補償・給付制度の対象となる方は以下の(1)～(4)のいずれかの期間に在園していた方です。

(1)昭和47年 4月1日～昭和59年10月31日

(2)昭和59年11月1日～昭和60年 2月28日

(3)平成11年 4月1日～平成16年 3月31日

(4)平成16年 4月1日～平成18年 2月28日

※(3)の期間は、在園期間が1年以下の場合は対象外となります。

補償・給付の認定

(1)「起因性が認められる」と判定された場合

補償制度の対象となり、次の①～⑤の補償を受けることができます。

①治療費 ②休業・生活補償 ③葬祭費 ④弔慰金 ⑤遺族補償

(2)「起因性は認められないが、可能性は否定できず、他の発症原因に起因すると考えられない」と判定された場合

給付制度の対象となり、1,000,000円の一時金を支給します。

補償制度

①治療費

認定されたアスベスト関連疾患に係る治療等にかかった費用を支給します。
なお、環境再生保全機構で救済給付制度を受けている場合、国から医療費が払われるため、支給額の調整を行いません。

②休業・生活補償

アスベスト関連疾患が原因で、労働することができない、又は日常生活に著しく制限を受ける程度の心身の状態の日数分支給をするものです。
計算方法は、給付基礎日額×日数分になります。
給付基礎日額は、厚生労働省が毎年報告している、賃金構造基本統計調査(賃金センサス)に基づき、年齢別の平均賃金に12を乗じて365で除して得た金額の80%で計算します。
(なお、満70歳以上の場合は平均賃金の1/2で計算します。)

③葬祭費

補償対象に認定された方が、認定されたアスベスト関連疾患を原因として死亡した場合に支給するものです。計算方法は、
①給付基礎日額の30日分+315,000円
②給付基礎日額の60日分
のうち、金額が高いほうになります。
なお、環境再生保全機構で救済給付制度を受けている場合、国から葬祭費が払われるので、支給額の調整を行います。

④弔慰金

補償対象に認定された方が、死亡した際、その死亡原因にかかわらず支給するものです。
金額は3,000,000円の一時金です。

⑤遺族補償

補償対象に認定された方が、認定されたアスベスト関連疾患を原因として死亡した場合に支給するものです。計算方法は、給付基礎日額の1,000日分の一時金です。

給付制度

給付対象として認定されると、給付金として1,000,000円の一時金を支給します。

権利の継承について

補償又は給付の認定を受けた対象者が、治療費や休業・生活補償、給付金の権利を有したまま死亡した場合、遺族等が権利を継承することができます。

藤沢市立浜見保育園園児アスベスト健康被害対策における補償・給付一覧

	給付		補償			
	給付金	治療費	休業・生活補償	葬祭費	弔慰金	遺族補償
申請対象者	(要件1) 次の期間に在園し、アスベスト関連疾患を発症した方 ①昭和47年 4月～昭和59年10月 吹付けアスベストの露出期間 ②昭和59年11月～昭和60年 2月 改修工事期間 ③平成11年 4月～平成16年 3月 雨漏り期間(在園期間が1年以下の場合を除きます。) ④平成16年 4月～平成18年 2月 雨漏り期間で、天井板外し等を行った期間					
	(要件2) 上記の方で、当該アスベスト関連疾患と浜見保育園在園との起因性は認められないが、他の発症原因に起因すると考えられない場合	(要件2) 上記の方で、当該アスベスト関連疾患と浜見保育園在園との起因性がある場合				
支給内容	1,000,000円 (一時金)	1 アスベスト関連疾患に係る診療、薬剤又は治療材料の支給並びに処理、手術その他の治療のために医療機関等に支払った自己負担分相当額 2 通院及び移送に際し、現実に支出した費用相当額 (注) 1については、補償対象者の高額療養費の自己負担限度額を上限とします。 (注) アスベスト関連疾患発症後、かつ、申出を受理した日の2年前以降が支給対象となります。	「給付基礎日額」 × 「アスベスト関連疾患によって労働することができない程度又は日常生活に著しい制限を受ける程度の心身の状態にある日数」 (注) アスベスト関連疾患発症後、かつ、申出を受理した日の2年前以降が支給対象となります。	「315,000円」+「給付基礎日額の30日分」 又は 「給付基礎日額の60日分」 の額の大きな方(一時金) (注) アスベスト関連疾患によって、補償対象者が死亡した場合に限ります。	3,000,000円 (一時金)	給付基礎日額の1000日分 (一時金) (注) アスベスト関連疾患によって、補償対象者が死亡した場合に限ります。